

青森県文化財保存活用大綱

(素 案)

青 森 県 教 育 委 員 会

青森県文化財保存活用大綱

目 次

序章

1 青森県文化財保存活用大綱策定の背景と目的	1
2 大綱の位置付け	
（1）青森県基本計画、青森県教育振興基本計画との関係	2
（2）青森県教育施策の方針・文化財保護行政の方針と重点との関係	3
（3）大綱の位置付け体系図	4
3 大綱の見直し	4

第1章 青森県の文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 青森県の特徴について	
（1）気候・風土	5
（2）人口動態	5
（3）歴史概要	5
2 青森県の文化財について	
（1）文化財の分類及び本県文化財の特徴	9
（2）その他の文化財	11
●文化財の体系図	12
3 文化財の保存・活用に関する今後の方針	
3-1 基本方針	13
3-2 項目別取組方針	
（1）文化財の保存・継承体制の整備	13
（2）文化財の調査・研究、保存・管理	14
（3）文化財に関する財政措置	15
（4）文化財の活用	15
（5）文化財に関わる人材の育成	16

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の保存・継承体制の整備	
（1）保存・継承に係る業務の継続	17
（2）国、県、市町村の連携強化	17
（3）関係機関等との連携強化	17
2 文化財の調査・研究、保存・管理	
2-1 文化財の調査	
（1）調査の必要性	17

(2) 未指定も含めた文化財の掘り起こし	18
2-2 文化財の指定	
(1) 青森県文化財保護審議会	19
(2) 文化財の価値付け	19
2-3 文化財の保存	
(1) 各分野別の対応	19
(2) 原材料の保全、修復等への対応	20
2-4 文化財の保存・管理状況の確認	
(1) 文化財パトロールの実施	20
(2) パトロールの実施内容及び文化財保護指導員の役割	20
3 文化財に関する財政措置	
(1) 補助事業の実施	20
(2) 国庫補助金等の確保	21
(3) 計画的な修理等の実施	21
4 文化財の活用	
(1) 文化財の公開・活用	21
(2) 新たな活用方法や取組支援の検討	21
5 文化財に関わる人材育成	
(1) 文化財に関わる専門家の育成・人材確保	21
(2) 高等教育機関や民間企業・団体等との連携	22
(3) 普及啓発等の推進	22

第3章 各市町村への支援方針

1 市町村の現状と課題	23
2 県の役割	23
3 市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組への支援	
(1) 文化財保存活用地域計画作成等に関する支援	23
(2) 各種情報提供	24
(3) その他各種支援	24

第4章 防災・防犯・災害発生時の対応

1 防災・防犯・災害対策の考え方	25
2 危機管理体制	
(1) 県の危機管理体制	25
(2) 文化財の防災・災害発生時の対応	25
3 文化財の救援（文化財レスキュー・文化財ドクター）	26
4 防災機器等の設置及び修繕、耐震化対策	27
5 防災訓練、防犯対策	27

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1 青森県における文化財の保存・活用体制

- (1) 文化財関係部局及び職員の体制 29
- (2) 文化財保護審議会 31
- (3) その他関係機関 31

2 今後の体制整備

- (1) 現状における課題 32
- (2) 文化財の保存・活用に関する望ましい体制整備 32

序 章

1 青森県文化財保存活用大綱策定の背景と目的

青森県の文化財は、様々な時代背景の下で人々の生活や風土との関わりの中から生み出され、今日まで守り伝えられてきた本県の宝であり貴重な財産です。これらの文化財を確実に次世代に継承していくことは、県民共通の責務であると言えます。しかしながら、過疎化や少子高齢化など、急激な社会状況の変化に伴い、地域の伝統や文化の衰退が懸念されており、文化財の担い手不足による滅失・散逸のみならず、開発や災害等による損壊・消滅の危機にも瀕しています。

このような中、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的として、平成31年4月1日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

この法改正により、地域における文化財の総合的な保存・活用を推進するため、都道府県では総合的な施策の大綱（文化財保存活用大綱）の策定、市町村では総合的な計画（文化財保存活用地域計画）の作成ができることとなりました。

本県においても、法改正の趣旨を踏まえ、県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤とすることを目的に、青森県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）を策定するものです。

2 大綱の位置付け

文化財を保存し、活用を図ることは、文化財保護法第1条^{*1}や県文化財保護条例第1条^{*2}の目的として規定されているものであり、基本的かつ根本的な取組であると言えます。本大綱は、この文化財の保存・活用について、本県における基本的な方向性を示すため、文化財保護法第183条の2第1項^{*3}の規定に基づき策定する

*1 文化財保護法第1条：

「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」

*2 県文化財保護条例第1条：

「この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。」

*3 文化財保護法第183条の2第1項：

「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。」

ものです。

また、各市町村で作成することができるとされた「文化財保存活用地域計画」や、文化財の所有者又は管理団体が作成する「保存活用計画」は、大綱で示す方向性と整合性が取れた内容であることが求められます。

（１）青森県基本計画、青森県教育振興基本計画との関係

本大綱は、青森県基本計画『「選ばれる青森」への挑戦』（平成３０年１２月策定）において、下記のとおり「教育人づくり分野」の「政策３ あおもりの活力をつくる文化・スポーツの振興」、「施策１ 歴史・文化の継承と活用」に関するものとして位置付けられます。また、青森県基本計画の教育関連部分は、「青森県教育振興基本計画」として位置付けられています。

教育人づくり分野

政策３ あおもりの活力をつくる文化・スポーツの振興

本県の歴史・文化を継承していくため、その適切な保存と積極的な活用に取り組めます。

文化芸術に親しむ環境づくりと人財の育成を進めるほか、文化芸術資源を活用した地域づくりに取り組めます。

スポーツを通じた県民の健康増進や、スポーツを活用した交流人口の拡大などによるにぎわいの創出、第80回国民スポーツ大会の本県開催を見据えた競技力の向上などに取り組めます。

施策１ 歴史・文化の継承と活用

縄文遺跡群の世界文化遺産登録をめざす取組を推進するとともに、一体的な保全と活用に取り組めます。

郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する資料や文化財などの適切な保存と活用を促進するとともに、伝統文化の鑑賞・体験機会の充実に取り組めます。

【主な取組】

- ・ 縄文遺跡群一体での学術的価値の浸透や効果的な情報発信など、県内外での認知度や魅力の向上に取り組めます。
- ・ 県立郷土館などによる資料の収集、保存、公開、活用及び情報発信に取り組むとともに、青森県史などの史資料の利活用を促進します。
- ・ 文化財を適切に保護・保存するとともに、公開・活用や県内外への情報発信に取り組めます。
- ・ 伝統芸能の継承に向け、鑑賞や体験する機会の充実に取り組めます。

(2) 青森県教育施策の方針・文化財保護行政の方針と重点との関係

青森県教育委員会では、「青森県教育振興基本計画」に掲げられた各政策・施策を推進するため「青森県教育施策の方針」を定め、さらに、「文化財保護行政の方針と重点」を定めています。

本大綱で取りまとめる、文化財保護の保存・活用の基本的な方針等は、この「文化財保護行政の方針と重点」に基づくものとなります。

【青森県教育施策の方針】

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、
夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ
を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

【文化財保護行政の方針と重点】

1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

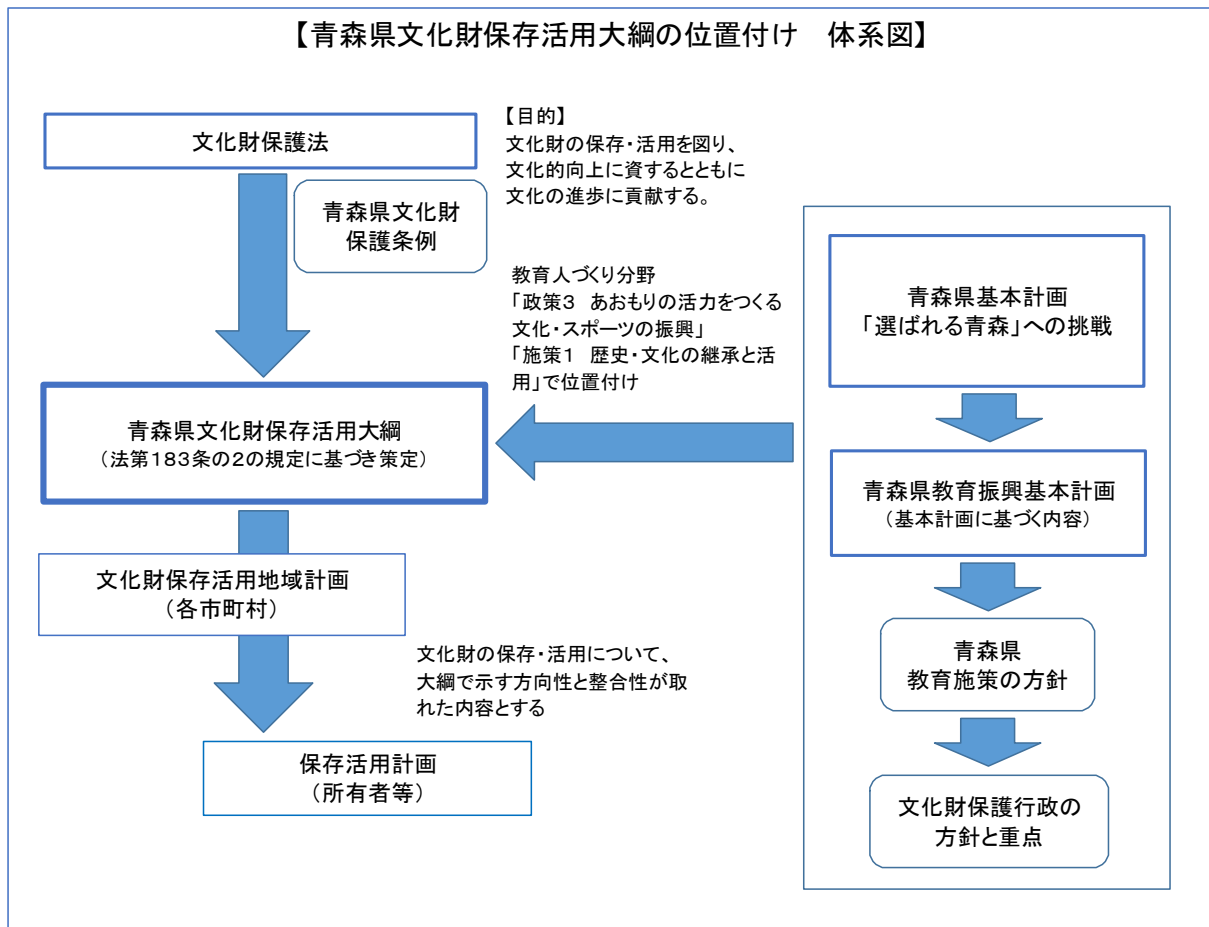
(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

(3) 大綱の位置付け体系図



3 大綱の見直し

本大綱は、特定の期間の設定や年度ごとの見直しは想定していませんが、県の基本計画等に位置付けられるものであることから、これらの計画が見直される際は、随時内容の見直しを図ります。

第1章 青森県の文化財の保存・活用に関する基本的な方針

第1章では、本県の気候や風土に育まれてきた文化財の概要を紹介するとともに、本県の文化財の保存・活用について、課題や求められる施策等を踏まえた今後の目指すべき方向性や将来像など、基本的な方針についてまとめます。

1 青森県の特徴について

(1) 気候・風土

青森県は、北緯40度12分から41度33分、東経139度30分から141度41分の間の本州最北に位置しています。東は太平洋、西は日本海、北は津軽海峡と三方を海に囲まれ、世界自然遺産「白神山地」に代表される美しく豊かな自然に恵まれた地であり、長い歴史と自然環境の中で、多種多様な文化が育まれてきました。

本県の気候は、八甲田山と十和田湖を境に分かれる日本海側の津軽地方（東青地域、西北地域、中南地域）と太平洋側の南部地方（下北地域、上北地域、三八地域）で異なる姿を見せ、津軽地方では冬の大雪、南部地方では夏の冷たく湿ったやませ（偏東風）が大きな特徴となっています。

津軽平野という大規模な稲作適地に恵まれていた津軽地方では、稲作を中心とした農業が盛んに行われ、近代以降はりんご栽培が大きく発展しました。一方、やませの影響で度々凶作や冷害に見まわられてきた南部地方では、畜産に目が向けられて馬産が盛んになるとともに、畑作による雑穀栽培や漁業などが営まれてきました。また、下北地方は周囲を海に囲まれ、山岳地が多く平野が少ないため、漁業や林業が主な生業となっていました。

(2) 人口動態

令和元年10月1日現在の青森県の人口は1,246,291人です。人口動態（自然動態＋社会動態）は、平成8年以降マイナスとなっており、自然動態（出生数－死亡数）については、平成11年には死亡数が出生数を上回って以降、減少幅は拡大傾向にあります。また、社会動態（転入数－転出数）は、一貫して転出者が転入者を上回って推移しており、本県の人口減少は自然減と社会減の両面で進んでいます。

(3) 歴史概要

[旧石器時代]

本県では約3万年前以降の後期旧石器時代の遺跡が確認されており、なかでも田向冷水遺跡（八戸市）などのようにナイフ形石器を主体とする石器群が最古段階に位置付けられています。また、史跡大平山元遺跡（外ヶ浜町）では、後期旧石器時代後半期の石器群が出土層位や位置を変えながら出土し、その変遷が確認されています。

[縄文時代]

縄文時代は1万年を超える長期間にわたり継続し、青森県内では3,000箇所を超える縄文遺跡が確認されており、本県の周知の埋蔵文化財包蔵地数が最も多い時代であり、背景には、温暖化による植物質資源の拡大など、生活基盤の安定があるものと考えられます。

草創期の大平山元遺跡からは、^{み こ し ば}神子柴・^{ちやうじやく ぼ}長者久保石器群に伴って土器や石鏃が出土し、高精度放射性炭素年代測定によりこれらの年代が把握され、縄文時代の開始期の様相が明らかになりました。

早期の遺跡は全国的にみると太平洋側に多く、本県でも同様に、史跡^{ちやうしちや ち}長七谷地貝塚（八戸市）に代表されるように、集落や貝塚が形成されるようになります。

前期後半以降は日本海側でも数多くの遺跡が確認され、なかには中期まで長期間継続する大規模集落もあり、集落の地理的な拡大には、食料を安定的に維持する貯蔵技術の発展があったものと考えられます。この時期の代表的な遺跡として特別史跡^{さんないまるやま}三内丸山遺跡（青森市）、史跡^{ふたつもり}二ツ森貝塚（七戸町）、史跡^{たごやの}田小屋野貝塚（つがる市）などがあります。

後期には、史跡^{こまきの}小牧野遺跡（青森市）のような大規模な環状列石の構築や、祭祀遺物の種類が豊富になるなど精神文化の充実が窺えます。環状列石は晩期の史跡^{おおもりかつやま}大森勝山遺跡（弘前市）でも発見され、後期からの伝統が継承されているものと考えられます。

晩期には本県を中心とする亀ヶ岡文化が他地域まで広く影響を与え、その名の由来となった^{かめがおか}亀ヶ岡石器時代遺跡（つがる市）や^{これかわ}是川石器時代遺跡（八戸市）は古くから全国的に注目され、昭和前半代に史跡指定されています。この文化では華やかで精緻な土器や漆器などが著名で、是川遺跡出土品は昭和37年に重要文化財に指定されました。

[弥生時代]

弥生時代には、^{すなざわ}砂沢遺跡（弘前市）では前期、史跡^{たれやなぎ}垂柳遺跡（田舎館村）では中期の水田跡が見つかり、早い段階から南からの影響により稲作が導入される一方、出土遺物からは縄文文化の伝統が色濃く残されていたことが分かります。

この時代の集落は前期のものが多く、中期以降は遺跡数そのものが激減します。^{うてつ}宇鉄遺跡（外ヶ浜町）では、南の弥生文化の特徴をもつ玉類が多く出土した土坑墓や、北海道と共通する特徴を持つ土器などが出土し、南北の影響を受ける文化の接触地帯としての本県の地理的特性をよく表しています。

[古墳時代]

古墳時代の遺跡はごくわずかで、岩手県以南で見られる前方後円墳などの古墳は発見されていません。北海道系の続縄文土器が散発的に出土する遺跡が多く、土坑墓の検出例が数例あります。^{もりがさわ}森ヶ沢遺跡（七戸町）からまとまって見つかった土坑墓の中には、古墳文化の土師器や須恵器、続縄文文化の^{はじき}北大^{すえき}I式^{ほくだい}土器が出

土した墓があり、本県における南北からの影響を考える上で重要な資料といえます。

また、集落の様相は不明確で、わずかに田向冷水遺跡（八戸市）でカマドが設置された竪穴建物跡や墓と考えられる土坑などが検出されています。

[古代]

古代（飛鳥時代～平安時代）における本県は、『日本書紀』などの資料で蝦夷^{えみし}と呼称され、本県を含めた北東北以北は律令政府の支配の及ばない地域でした。

飛鳥時代から奈良時代には遺跡数が増加し、特に太平洋側に多く分布しています。炭化植物ではコメや雑穀類があり、この地において生産されていたと考えられます。集落遺跡以外にも、主に在地（蝦夷）の首長層を埋葬した末期古墳が検出されており、史跡丹後平古墳群^{たんごたい}（八戸市）、史跡阿光坊古墳群^{あこうぼう}（おいらせ町）などが代表的なものです。

副葬品や供献品には、土師器、須恵器、鉄製品（武具や馬具など）、銅製品及び各種玉類^{こんどうしがみさんるい}等があり、中でも、朝鮮半島で製作されたと考えられる金銅獅^{かんとう}獅^た頭^ち環^{つか}頭^{がしら}大刀柄^{たかやしきだて}頭^{えき}をはじめとする丹後平古墳群出土遺物は、重要文化財に指定されています。

平安時代には遺跡数が急増し、特に津軽地方に顕著で、主な生業としては前段階と同様に稲作や雑穀栽培と考えられます。後半（10世紀後半～11世紀）には、史跡高屋敷館遺跡^{たかやしきだて}（青森市）、県史跡中里城遺跡^{なかさとじょう}（中泊町）などのように、周囲を壕で区画した集落が現れ、壕で囲う範囲によって地域性が見られます。

この頃には、史跡五所川原須恵器窯跡^{ごしよがわらすえきかまあと}（五所川原市）で須恵器、杣沢遺跡^{もくさわ}（鯉ヶ沢町）等で鉄製品の生産が行われており、須恵器は北海道へも供給され、本県でも北海道特有の擦文土器^{さつもん}が津軽地方を中心に出土するなど、相互の交流が確認できます。また、この他にも生業として馬産、製塩等も活発に行われました。

[中世]

文治5年（1189）の奥州合戦の後、本県も徐々に中央政権の支配下に置かれ、鎌倉時代は北条得宗家の領地となりました。

14～15世紀には津軽・下北地方は十三湊^{とさみなと}（五所川原市）を拠点とした安藤氏が、南部地方は根城^{ねじょう}（八戸市）を拠点とした南部氏が支配し、それぞれの拠点は史跡に指定されています。十三湊は三津七湊のひとつに数えられ、安藤氏は、北海道から西日本まで結びつきを持つ日本海交易を担っていましたが、15世紀中頃には南部氏により追われることとなります。

本県支配の全権を掌握した南部氏の実権は本三戸城^{もとさんのへじょう}（聖寿寺館・南部町）の南部氏宗家に移り、その後、中世では県内唯一となる石垣がある三戸城（三戸町）を本拠としました。

津軽地方では、この地域で地盤を固めつつあった大浦（津軽）為信が勢力を広げ、16世紀後半には津軽地方一円での支配体制を築くこととなります。

また、史跡^{はましりや}浜尻屋貝塚（東通村）は、14～15世紀を中心とした本州アイヌの人々により営まれたアワビを主体とする貝塚で、当時の漁撈活動や海産物の加工・出荷を具体的に示す貴重なものです。

[近世]

天正18年（1590）の豊臣政権による奥州仕置を経て、北奥地方の大名領が成立していくこととなり、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いで徳川方についた津軽^{ためのぶ}為信と南部^{のぶなお}信直は、共に近世大名として歩みだします。

津軽氏は津軽郡一円、南部氏は現在の下北地方から岩手県に至る広大な領地を江戸幕府から安堵され、弘前藩と盛岡藩が成立します。両藩の境は、津軽側が狩場沢、南部側が馬門（現在の平内町から野辺地町）とされ、今日の津軽地方と南部地方につながっていくこととなります。

南部信直は、天正18年（1590）年、三戸城を居城に定め、三戸に城下町を開きました。その後、居城は福岡（現在の岩手県二戸市）に移り、やがて盛岡城を築城することとなります。

弘前藩二代藩主^{のぶひら}信枚は、慶長15年（1610）高岡城（現在の弘前城）の築城を開始し、翌16年には高岡に城下町を完成しました。寛永5年（1628）には地名を高岡から弘前に改称しています。

寛文4年（1664）には、八戸藩が盛岡藩から新藩として取り立てられ独立しました。また、八戸藩では、正保から慶安年間（1644～1651）に一応の完成をみていた八戸城と町をそのまま城下町としていきました。

18世紀後半以降、宝暦・天明・天保の三大飢饉が発生し、なかでも天明の大飢饉は被害が大きく、弘前藩では8万人、盛岡藩で6万人、八戸藩で3万人以上の餓死者を出したといわれています。

[近代以降]

戊辰戦争時、弘前藩と盛岡藩の両藩は、慶応4年（明治元年、1868）5月に結成された奥羽列藩同盟に参加していましたが、弘前藩が新政府支持に転じたことから対立が生じ、同年9月に野辺地で武力衝突します。

明治3年（1870）春には、旧会津藩の人々が下北半島に移住し、斗南藩^{となみ}として藩の再興を図ることとなりました。明治4年（1871）には、廃藩置県によって弘前・黒石・八戸・七戸・斗南の各藩は県となり、9月には合県が行われ、これらの5県と北海道の^{たて}館県（旧松前藩）が統合されて弘前県となりました。その後、青森県と改称され、県庁も青森に移ることになります。翌明治5年（1872）には館県が北海道開拓使に、明治9年（1876）に旧斗南県二戸郡が岩手県に移管され、現在の青森県の県域が成立することになります。

明治以降、津軽地方ではりんご栽培が盛んになり、明治30年（1897）にはりんご園の面積が日本一となり、その後も病害対策や栽培技術を進化させながら基幹産業へと成長させていきます。

南部地方では、馬産の伝統が近代においても引き継がれました。農業や軍などにおける馬の需要拡大を背景に、生産及び販売が拡大し、大正時代には大戦景気による馬の価格の上昇に伴って売上も伸び、りんごに匹敵する県の重要産業となっていました。

2 青森県の文化財について

(1) 文化財の分類及び本県文化財の特徴

文化財は、文化財保護法により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類されています。そのほか、埋蔵文化財や文化財の保存技術も保護の対象とされています。(12ページ文化財の体系図参照)

これら文化財の分類に基づき、本県の主な文化財を以下に記します。

① 有形文化財（県指定の場合は「県重宝」）

建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、歴史上、芸術上、学術上価値の高いもの。

近世まで津軽地方の中心であった弘前市には、弘前城跡の城郭建築をはじめ、さいしやういんごじゅうのとう最勝院五重塔、いわきやま岩木山神社、ちやうしやうじ長勝寺などの神社仏閣、旧第五十九銀行本店、旧弘前かいこうしや偕行社などの近代建築等、多数の建造物が存在し、南部地方の中心となる八戸市でもくしひきはちまんぐう櫛引八幡宮、せいすいじかんのんどう清水寺観音堂など多くの神社仏閣が存在しており、国や県の指定を受けています。

また、工芸品では、櫛引八幡宮に所蔵されている鎧2点が国宝に指定されています。このほか、考古資料では、八戸市のかざはり風張1遺跡から出土した土偶（合掌土偶）が国宝に指定されています。

② 無形文化財（県指定の場合は「県技芸」）

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの。

平成29年10月に、本県で初めて「津軽塗」が工芸技術として国の重要無形文化財に指定され、津軽塗技術保存会が保持団体の認定を受けました。

③ 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。

有形民俗文化財では、船絵馬や南部小絵馬などの信仰資料、丸木舟などの漁撈具、さしこ着物などが、無形民俗文化財では、ねぶた・ねぷたや八戸三社大祭などの祭礼行事、下北の能舞や八戸のえんぶり、津軽の獅子踊をはじめとする民俗芸能などが国や県の指定を受けて保存・継承されています。

④ 記念物（史跡、名勝、天然記念物）

- ・貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの。（史跡）
- ・庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの。（名勝）
- ・動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの。（天然記念物）

史跡では、日本最大級の縄文集落である三内丸山遺跡をはじめとする数多くの縄文遺跡のほか、各時代の史跡が国や県の指定を受けています。

また、名勝や天然記念物関係では、十和田湖および奥入瀬溪流（特別名勝および天然記念物）や仏ヶ浦（ほとけうた 仏ヶ浦）（名勝および天然記念物）、津軽地方に特徴的な盛美園に代表される大石武学流庭園（ほとけがうら 名勝）、下北半島のサルおよびサル生息北限地、ツバキ自生北限地帯、北金ヶ沢のイチョウ（おおいし ぶ がくりゆう 天然記念物）などが存在し、国や県の指定を受けています。

⑤ 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、人々の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

本県で選定されている文化的景観はありません。

⑥ 伝統的建造物群

城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るもの。

江戸時代の武家町の景観を今に伝える弘前市仲町と、「こみせ」と呼ばれる表通りに深い庇が連なった商家町の伝統的形態が保たれている黒石市中町が保存地区として選定されています。

⑦ 埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のことであり、埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）は全国で約46万箇所ある。

本県では、旧石器時代、縄文時代、古墳時代、平安時代、中世などの時代に属する周知の埋蔵文化財包蔵地が約4,800箇所あります。

⑧ 文化財の保存技術

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定するもの。

田子町の漆掻き用具製作が保存技術として選定されています。

(2) その他の文化財

① ユネスコ登録、世界遺産、日本遺産

平成28年12月に八戸三社大祭の山車行事など33の国指定重要無形民俗文化財で構成する山・鉾・屋台行事が、「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく「ユネスコ無形文化遺産」に登録されました。

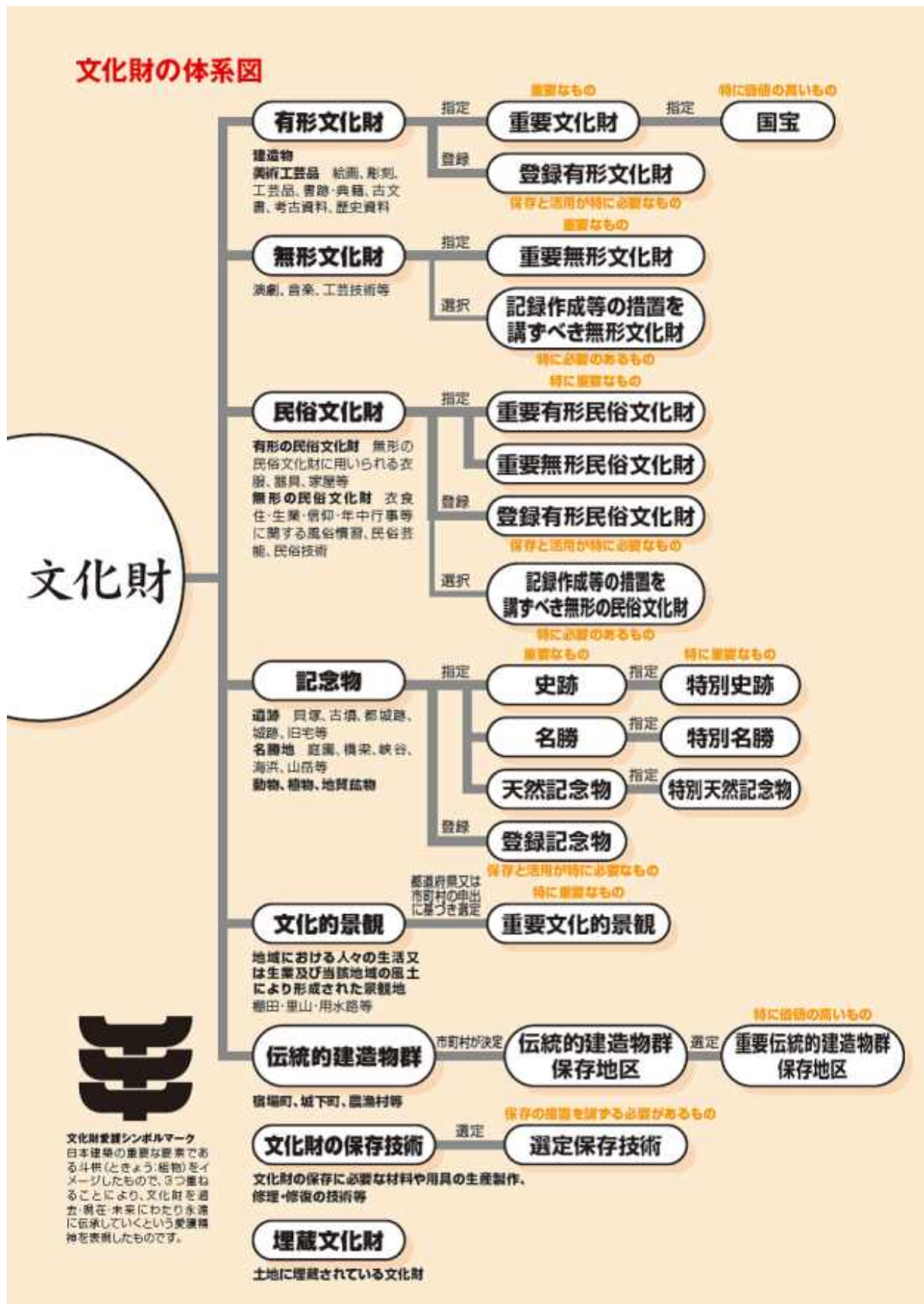
また、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界文化遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」では、構成資産となっている17の遺跡のうち、特別史跡三内丸山遺跡をはじめとする8遺跡が本県に存在しており、令和元年度の世界文化遺産推薦候補に選定されました。

このほか、平成29年度に文化庁より「日本遺産」の認定を受けた「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」には、本県の鰺ヶ沢町と深浦町が含まれており、平成30年度には野辺地町が加わりました。

② 未指定等の文化財

県では、県指定候補の文化財調査を進める上で、各市町村より候補となるものを推薦してもらうなど、未指定も含めた県内の文化財の把握に努めているところです。

●文化財の体系図（文化庁のホームページより）



3 文化財の保存・活用に関する今後の方針

3-1 基本方針

序章で述べたとおり、本大綱は、青森県教育委員会が定めた「文化財保護行政の方針と重点」に基づくものであり、県として、一貫した姿勢で文化財の保存・活用に取り組むものであることから、基本方針は、同じものとします。

【基本方針】

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

3-2 項目別取組方針

次に、今後、本県が文化財の保存・活用を推進していく上で、課題となる項目別に取組方針等をまとめていきます。

(1) 文化財の保存・継承体制の整備

【方針】

- ・ 市町村教育委員会と連携して文化財の現況把握に努めるとともに、各種補助事業に関する情報提供や調査・修繕等に関する相談に積極的に対応します。
- ・ 教育委員会以外の部局との連携を深め、観光資源としての活用を図るなど、文化財を地域の活性化につなげていく取組を進めていきます。
- ・ 行政機関と民間企業・団体等との連携方法やネットワーク形成に関する検討を進めていきます。

本県では、国、県、市町村それぞれで幅広い分野から数多くの文化財を指定し、保存・継承に努めていますが、急速に進む少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、文化財所有者等^{*1}の努力のみでは文化財の維持管理を継続していくことが難しくなっており、今後、地域全体で支えていく体制を整備していくことが求められます。そのためには、所有者、行政機関、教育機関、民間企業・団体等が一つの方向性の元に連携を図っていく必要があります。

また、県と市町村の連携を基本とし、文化財の調査・研究については高等教育機関と、建造物等の保存・活用についてはNPO等の民間団体と連携を図るなど、地域全体を巻き込んだ取組を拡充していくことが求められます。

^{*1} 文化財所有者等：建造物など有形文化財の所有者に加え、技術や芸能、風俗・慣習の継承者なども含みます。

(2) 文化財の調査・研究、保存・管理

【方針】

- ・ 文化財の調査や記録作成を実施し、国や県の文化財指定、登録^{*2}等を推進します。また、文化財の保存・修理等の支援を行います。
- ・ 未指定等の文化財も含め、地域で失われつつある文化財の保護や記録作成等について、博物館や高等教育機関、民間団体等も巻き込んだ調査研究体制の整備を検討していきます。
- ・ 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実に図ります。
- ・ 県立郷土館や三内丸山遺跡センターにおける調査研究活動や教育普及活動、展示・収蔵機能、情報発信等を促進し、県民に開かれた施設としての機能の充実に図っていきます。
- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた取組との連携協力を進めます。

近年、文化財所有者等の高齢化や担い手不足等の問題が顕在化しており、様々な理由で失われつつある地域の文化財をどのように保存・継承していくかは大きな課題です。このことは、有形のものだけではなく、無形の民俗芸能や工芸技術などの後継者についても同様です。

地域で失われる可能性がある文化財の価値や魅力を適切に見出して保存・管理することや、記録作成を行うことなど、文化財を守り伝えていくための調査・研究に係る取組の充実が求められます。

また、今後、過去の文化財調査の結果等を踏まえ、幅広い観点から各地域の文化財を把握しリスト化を進めていくなどの取組が必要です。その一方で、周辺の文化財と組み合わせて地域の特色を示す資源として活用を図るなどの取組も求められます。

このほか、青森県の歴史・文化を継承していく上で、類型に捉われない生活文化や郷土料理などを地域の文化財として見ることも有効と考えられます。

^{*2} 登録制度：指定による保護制度を補完するもので、届出制と指導、助言、勧告を内容とする、緩やかな保護制度。平成8年に制度が導入され、建造物のうち国等が指定した文化財以外のもので保存及び活用の措置が特に必要とされるものを対象としていましたが、平成16年の文化財保護法の改正により、記念物、重要文化財（美術工芸品）、有形民俗文化財にも対象が拡大されました。

また、無形文化財及び無形民俗文化財については、重要無形文化財や重要無形民俗文化財としてそのままの形で存続させるものの他に、記録と公開だけは行う必要があるものがあることから、必要に応じて記録の作成保存の措置を講ずる記録選択制度があります。

(3) 文化財に関する財政措置

【方針】

- ・ 文化財保護に係る補助金の確保に努めるとともに、補助事業等に関する情報共有を図ります。また、文化財以外の補助金の活用なども検討していきます。
- ・ 各種企業・団体等による助成事業等について情報共有を図り、利用を促進します。

文化財を保存・継承していく上で、維持管理に係る所有者等の経費負担は大きな問題となっています。県では、国・県指定の文化財について、建造物等の保存修理、無形民俗文化財の用具等の修繕、史跡・名勝・天然記念物の環境整備等に係る補助事業を行っているところです。

引き続き、所有者等が修理や維持管理、防災対策、活用などの取組を計画的に行っていける仕組づくりが求められます。

(4) 文化財の活用

【方針】

- ・ 文化財の公開・活用を促進するとともに、普及啓発に努めます。
- ・ 行政機関や教育機関、民間企業・団体等と様々な連携を図りながら、地域の文化財の活用方法を提示する取組を継続し、地域活性化に寄与するとともに、各市町村へ情報提供を図ります。

青森のねぶたや八戸の三社大祭、弘前城、十和田湖奥入瀬溪流など、文化財は地域の観光振興に大きな役割を担っています。また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の中核的な構成資産である三内丸山遺跡では、来訪者に対応するための環境整備を計画的に進めるとともに、各種イベントを開催し、多言語化への取組なども行われ、国内外から多くの人々が訪れています。

このほか、高校生による地域の文化財の価値や魅力を発見し、新たな活用方法を提案する取組や、登録建造物をカフェやレストランとして利用するなど多様な活用も図られており、県内各地で文化財を誘客と結びつける取組が徐々に広がり始めており、今後、更なる展開が期待されます。

今後、公開にとどまらず、観光面での活用はもとより、これまでになかった活用方法を検討し、地域振興につなげていく取組が求められます。

(5) 文化財に関わる人材の育成

【方針】

- ・ 地域の文化財を保存・継承していく意義を積極的に伝え、文化財保護意識の醸成を図ります。
- ・ 専門家や高等教育機関等と連携を図り、次世代を担う人材の確保及び育成を進めます。

文化財の調査・研究や、保存・管理に携わる人材についても、高齢化や後継者不足の問題があります。

今後、文化財の調査や価値付けを適切に行うことができる専門家など、文化財に関わる人材の確保及び育成を推進するとともに、伝統芸能の発表機会の充実など、地域の宝である文化財の価値や魅力に関する普及啓発活動や情報発信を通じて、文化財に興味・関心を持つ人々の裾野を広げていく取組が求められます。

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

第2章では、第1章でまとめた基本的な方針に基づき、文化財の保存・活用について、県が主体となっていく各種の取組についてまとめます。

1 文化財の保存・継承体制の整備

(1) 保存・継承に係る業務の継続

県では、これまで様々な分野の文化財に関する調査や、文化財の国・県指定を基本として文化財の保存・継承を図ってきたところです。今後も、各市町村と連携を図りながら、これらの業務を継続していきます。

(2) 国、県、市町村の連携強化

調査から指定、維持管理と一連の作業を効率的に実施できるよう、国や関係市町村と情報共有を図り計画的な保存・管理に努めます。また、県が国と市町村の間に立ち、各種業務を円滑に進めることができるよう連絡・調整を積極的に行っていきます。

(3) 関係機関等との連携強化

文化財を地域の観光資源として活用することや、まちづくり等に生かしていくためには、教育委員会のみでは対応が困難であり、観光部門や文化振興部門、都市計画部門など他部局との連携は欠かせないものとなります。これまでも各種事業や検討会議等で連携を図ってきたところですが、今後も情報共有を図り事業等の必要に応じて連携していきます。

また、広域な視点に立ち、文化財の保存・活用等に取り組んでいる高等教育機関やNPO等の民間団体、民間企業等に関する情報収集を進め、各種事業で連携を図ることができるよう協力体制を築いていきます。

2 文化財の調査・研究、保存・管理

2-1 文化財の調査

(1) 調査の必要性

文化財の調査は、指定や保存・活用を行っていく上で欠くことのできない作業です。文化財の調査が適切に実施されることにより、地域の文化財が適切に価値付けされるとともに、記録が残され、データの蓄積を図っていくことが可能となります。

調査は、専門家の指導・助言の下、県と各市町村が連携を図り、必要に応じて文化庁や博物館・大学等の研究機関などに職員の派遣を依頼して実施します。

(2) 未指定も含めた文化財の掘り起こし

調査に当たっては、各地域で価値付けされないまま忘れ去られる文化財の存在も懸念されることから、未指定のものも含めて幅広い観点で取り組む必要があると考えられます。過去の文化財調査結果を活用しながら、新たな調査成果を加え、将来的な保存・活用に向けて文化財の掘り起こしを行い、リスト化を進めていきます。

また、県内各地の博物館・大学等の研究機関が有する調査データの有効活用について検討するほか、市町村をまたいで継承されている民俗芸能などについては、保存団体等の協力を得ながら調査を進めます。

このほか、未指定も含めた文化財を地域の宝として登録・認定する制度^{*1}について研究を行います。

◎各分野別の対応

[有形文化財]

比較的歴史の浅い建造物や、地域の神社・仏閣に保管されたままの美術工芸品などは、後継者が途絶えることに伴い、あまり振り返られることもなく廃棄され、当時の生活文化が知らぬ間に失われていく可能性が高いと考えられます。こうした文化財の保存・活用や、記録作成の方法について検討します。

[無形文化財]

少子高齢化や後継者不足の影響から、技術が失われていく技芸などについて、活動の支援や後継者育成の方策とともに、記録作成の方法について検討します。

[民俗文化財]

有形民俗文化財については、価値が見出されないまま廃棄される民具等について、新たな収蔵先や、図面・動画などの記録作成の方法について検討します。

また、無形民俗文化財については、上記の無形文化財と同様に、少子高齢化等の影響から、活動を止めてしまう民俗芸能団体などについて、活動の支援策や動画などの記録作成の方法を検討します。

[記念物（史跡・名勝・天然記念物）]

埋蔵文化財包蔵地や庭園などの名勝地、巨木などの天然記念物について、開発行為による損壊や所有者が諸事情で手放す状況となる前に、適切な保護をどのように行っていくべきか、また、記録作成の方法について検討します。

[埋蔵文化財]

分布調査や試掘、確認調査等を行い、埋蔵文化財の有無を把握し、範囲や内容の確認に努めます。

*1 地域の宝として登録・認定する制度：山形県では「未来に伝える山形の宝」登録制度として、地域に残る有形・無形の共通するテーマで結び付いた複数の文化財（山形の宝）を保存・活用する取組を行っています。また、岩手県遠野市では、「遠野遺産認定制度」として、未指定文化財を含む有形無形の文化的資産を市長が認定し、市民が主体的に保護を継続していく取組を行っています。

2-2 文化財の指定

(1) 青森県文化財保護審議会^{*2}

文化財は、指定されることにより、その価値や魅力が明確になり、地域における保存・活用が図られていくことから、文化財の指定は文化財保護の基本となるものです。県では青森県文化財保護審議会による調査等に基づき文化財の指定を進めており、今後もこれを継続していきます。

また、今般の文化財保護法の改正で、文化財保護審議会は、「文化財に関して優れた識見を有する者により構成される」ということが明示され、文化財保護行政の主管を首長部局に移した自治体については、文化財保護審議会の設置が必須となるなど、文化財の保存・活用に関する専門性を担保する機関としてその重要性が増しています。

(2) 文化財の価値付け

文化財の指定に当たっては、前述の調査内容の充実が求められるところであり、調査結果に基づき、専門家による文化財の価値付けを適切に行っていきます。また、指定対象については、市町村との連携を密にし、登録文化財も含めて幅広い観点から掘り起こしていきます。

2-3 文化財の保存

(1) 各分野別の対応

指定に値する文化財として価値付けされたものについては、調査報告等の記録を適切にまとめるとともに、保存・管理環境の整備を進めます。

[有形文化財]

建造物等で修理が必要なものについては、所有者と協議の上、国や県の補助金の活用等に関する情報提供等を適宜行います。また、保存環境が良くないものについては、博物館への寄贈や寄託など、適切な保存・管理が可能な方法を検討します。

[無形文化財]

技術保持団体等の状況把握に努めるとともに、団体の必要に応じて国や県の補助金の活用等に関する情報提供や、技術保持団体が開催する研修会等の支援を行います。

[民俗文化財]

有形民俗文化財については、有形文化財と同様に、所有者等の必要に応じて

^{*2} 文化財保護審議会：文化財保護法第190条第1項の規定に基づき、各都道府県及び市町村において条例で定めるところにより設置されます。県の文化財保護審議会では、指定候補となる文化財の調査や文化財指定に関する諮問など、文化財の保存活用に関する重要事項について審議を行っています。

国や県の補助金の活用等に関する情報提供や、適切な保存方法に関する検討を行います。

また、無形民俗文化財については、民俗芸能保護団体等の状況把握に努めるとともに、団体の必要に応じて補助金等に関する情報提供を行い、用具等の修繕を支援します。

[記念物（史跡・名勝・天然記念物）]

文化財所有者や関係市町村と連携して保存環境の確認及び把握に努め、必要に応じて国や県の補助金の活用等に関する情報提供を行い、環境整備に関する支援を行います。

[埋蔵文化財]

埋蔵文化財の内容把握に努めるとともに、開発によりやむを得ず破壊される遺跡については、埋蔵文化財調査センターを中心として、開発事業者と調整を図りながら、記録保存の調査を行います。

（２）原材料の保全、修復等への対応

建造物や美術工芸品、記念物、民俗文化財等を維持管理していく上では、漆や萱など修復等に要する原材料の確保も必要となることから、国等が行う取組と連携した供給地の現状確認や専門業者等からの情報収集に努めるとともに、保全方法等について研究を進めます。

また、実際に修復等を行う場合、対応できる技術者等の協力が必要不可欠となることから、専門業者等に関する情報収集を進めるとともに、国等が開催する修理技術に関する研修等について情報提供に努めます。

２－４ 文化財の保存・管理状況の確認

（１）文化財パトロールの実施

本県に数多く存在する文化財について、全ての保存・管理状況を一時期に把握することは困難です。このため、文化財保護指導員を委嘱し、県内各地で文化財パトロールを実施することにより、可能な限り現況把握に努め、パトロールの結果に基づき、関係市町村と連携して修繕や環境整備を進めます。

（２）パトロールの実施内容及び文化財保護指導員の役割

- ① 国・県指定の有形文化財、有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物及び重要な埋蔵文化財包蔵地のパトロールを行い、その状況を報告する。
- ② 文化財等の保護に関する指導及び連絡を行う。
- ③ その他文化財等の愛護に関する啓蒙活動に協力する。

３ 文化財に関する財政措置

（１）補助事業の実施

県でこれまで行ってきた建造物等の保存・修理、無形民俗文化財の用具等の修

繕、史跡・名勝・天然記念物の環境整備等に係る補助事業を継続します。

(2) 国庫補助金等の確保

文化財の維持管理に当たっては、国庫補助金の確保とともに各種助成金等の有効活用などに努めます。

(3) 計画的な修理等の実施

建造物などの大規模な修理や多額の経費を要するものについては、文化財所有者及び関係市町村と十分に協議して年次計画等を作成の上、優先順位を付けて対応を進めます。

4 文化財の活用

(1) 文化財の公開・活用

博物館等施設における文化財の公開は、活用の基本的な形です。県では、県立郷土館や三内丸山遺跡センターにおける機能の充実を進め、訪れる人にとってより分かりやすく、興味関心を高めることができる公開方法や企画の検討を進めていきます。

また、建造物や記念物などの公開について、所有者や関係市町村の相談等に対応するとともに情報提供・情報共有を図り、登録文化財制度等による適切な活用を図られるよう支援を行います。

(2) 新たな活用方法や取組支援の検討

今後、著名な文化財以外のものにも幅広く目を向け、各市町村や民間企業、団体等と連携を図り、登録文化財制度等を積極的に活用し、これまでの形にとらわれない多様な活用方法を探っていくほか、文化財所有者の経費負担を軽減しつつ、利益が望めるような活用方法や取組支援の方法について検討を行っていきます。

また、地域の文化財の新たな活用方法等^{*3}について、調査・研究を行うとともに事業の実施等を通じた情報発信を行います。

5 文化財に関わる人材育成

(1) 文化財に関わる専門家の育成・人材確保

現在、文化財保護審議会をはじめとして、文化財の調査や指定等に携わる専門家は限られており、一人の専門家が複数の自治体等から依頼を受けて対応せざる

*3 新たな活用方法等：建造物や史跡をイベント会場にするなど、これまでにない利用手段を用いることや、ドローンで撮影した史跡や庭園などの映像をスマートグラスやQRコードにより提供するIoT技術を活用した取組など、文化財の新たな魅力を引き出す様々な方法が考えられます。

を得ない状況です。また、文化財パトロールやカモシカの生息状況調査等に関わる人員の確保も年々厳しくなっています。

このため、専門家や関係機関を通じた情報収集を行い人材確保に努めることとし、新たに任用した場合は、経験者と共に調査等を行うなど、実地研修の機会を設けて育成を図ります。また、県内で人材の確保が困難な場合は、他県等とも連携を図りながら、情報収集及び人材確保に努めます。

（２）高等教育機関や民間企業・団体等との連携

専門家の確保や育成に向けては、高等教育機関や民間企業・団体等と文化財の調査や事業の実施などで連携^{*4}を進め、情報共有を図りながら人材の確保や育成に取り組めます。

また、文化財の保存・活用に関する取組に興味関心を持つ民間企業やNPO等の団体について情報収集を図り、ネットワークの構築を進めるとともに、情報提供や活動支援などを通じて育成に取り組めます。

（３）普及啓発等の推進

過疎化や少子高齢化など、急激な社会状況の変化に伴い、本県においても文化財の保存・継承に支障が生じている事例が見受けられ、建造物等の文化財所有者の死去に伴い相続が困難となることや、民俗芸能の担い手が不足して活動が休止となるなどの問題があります。

過疎化や少子高齢化は大きな社会問題であり、今後も深刻化していくことが予想されます。このような中、本県では、これまでも「こども民俗芸能大会」や高校生を対象とした文化財の調査・研究・情報発信に関する事業等を実施し、児童・生徒、地域住民など幅広い世代に向けて文化財の価値や魅力の普及啓発に努めてきており、今後もこれらの取組を継続していくことで、文化財に興味関心を持つ人材の育成に取り組んでいきます。

また、小・中学校や高等学校における出前授業や講師派遣、セミナー等の開催による普及啓発活動のほか、史跡のボランティアガイドなど、文化財の魅力を伝える人材の育成や活動支援に取り組めます。

*4 連携事例：県が平成29～30年度に実施した「高校生文化財魅力発信事業」では、八戸工業大学に事業のサポート業務を委託するとともに、関係企業へ協力を依頼しました。この結果、大学生をはじめ多くの方々の協力の下に事業を進めることとなり、高等学校、大学、民間企業、行政機関が連携して取組を進める事例とすることができました。

また、令和元年度には、青森県建築士会と連携し、ヘリテージマネージャーの養成に取り組んでいます。（文化庁の補助事業による実行委員会を組織しての取組。）

第3章 各市町村への支援方針

第3章では、市町村の現状と課題を踏まえ、県の役割を示すとともに、市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組への支援の方針及び市町村が地域計画を作成する際の相談や指導・助言、その他各種支援についてまとめます。

1 市町村の現状と課題

現在、厳しい財政状況や人員不足は全国的な問題であり、県内各市町村においても同様の課題があると考えられます。文化財担当が1名の場合も珍しくはなく、博物館等施設の職員が行政事務を兼務している場合も見られ、一部の自治体を除き専門職員の配置も多くはありません。

これらのことから、少ない人員で多方面の業務に対応しなければならない実態があり、担当職員の献身的な取組によって各地域の文化財保護行政が支えられていると言っても過言ではありません。

2 県の役割

県では、各市町村への支援における役割として、国と市町村のパイプ役を務めるとともに、市町村間連携や民間企業・団体との連携など、広域的な連携に関するコーディネート機能を果たしていきます。

これまでと同様に、市町村の要望に応じて、国との連絡調整や事業計画に関する協議、補助金申請の取りまとめ等を確実に行之、文化財の指定や登録についても市町村と連携して対応に当たるほか、埋蔵文化財の取扱いや、発掘調査に関する助言等の支援を行います。

また、県域を包括する立場として、様々な案件に関する情報提供、連絡調整等を行い、文化財の保存・活用の主体となる市町村の活動を支援していきます。

この他、今後、将来的に文化財保存活用支援団体に成り得る民間企業・団体等との連携を促進するネットワーク構築を進めるなど、各市町村と情報共有を図りながら取組を進めます。

3 市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組への支援

(1) 文化財保存活用地域計画作成等に関する支援

各市町村における文化財保存活用地域計画について、作成に係る相談、助言等の対応を積極的に行うとともに、大綱策定時の各種資料や文化庁の指導事項等について情報提供を行います。

また、自ら地域計画を作成することが困難な場合は、近隣市町村との広域的な連携も視野に入れた計画作成の可能性等を検討し、助言等の支援を行います。

（２）各種情報提供

今後の本県における文化財の保存・活用の推進に供するため、国や関係機関等から入手した情報については、各市町村に積極的に提供します。（例えば、国における新たな補助事業に関する事や、全国における文化財の観光資源としての活用事例、災害等における文化財レスキュー^{*1}や文化財ドクター^{*2}派遣の事例など。）

また、県では、これまで県内の様々な分野の文化財に関する調査等を行ってきましたが、これらの成果を集約して、データベース化等による提供方法を検討し、各市町村との情報共有を進めるなど有効活用を図ります。

その他、県で実施した事業の取組内容を事例集等にまとめ、各市町村に提供します。

（３）その他各種支援

文化財パトロール事業をはじめ、各市町村で文化財に関わる人材の確保が厳しい状況にあることから、各市町村単独ではなく、複数の市町村をまたいだ連携により人材を確保していくなど、広い視点からコーディネートを実施します。

また、市町村域を超えて継承されている民俗芸能等について、他県等で取組の実例が見られる連絡協議会の組織化に向けたサポートなど、今後実施可能な支援のあり方について検討を進めます。

このほか、歴史的建造物等に関する建築基準法の適用除外^{*3}などの各種相談に積極的に応じ、国等との連絡調整を行います。

*1 文化財レスキュー：被災文化財等救援事業（通称：文化財レスキュー事業）。自然災害により被災した美術工芸品を中心とする文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸や盗難の被害から防ぐものです。東日本大震災では、文化庁の要請により「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（事務局：独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所）」が国立文化財機構をはじめとする１３の文化財・美術関係の団体によって組織され、宮城・岩手・茨城・福島４県で、美術工芸品だけでなく、自然史標本、公文書、図書など、地域の歴史と文化を物語る幅広い分野の資料を救出・保全しました。

*2 文化財ドクター：地震等の災害で被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急処置及び復旧に向けての技術的支援を行うことにより、貴重な文化財である建造物を保護することを目的に専門職員を派遣するもの。文化庁と社団法人日本建築学会の連携により、これまで、東日本大震災や熊本地震などで実施されています。

*3 歴史的建造物等の活用（増改築や用途変更）に当たり、国指定の重要文化財については建築基準法が適用除外となりますが、県や市町村指定の文化財や登録文化財については、建築基準法第３条第１項第３号の規定に基づき、地方公共団体が定める条例により、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられ、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建築物でなければ、建築基準法を適用除外とすることができません。

第4章 防災・防犯・災害発生時の対応

第4章では、災害に備えた県の危機管理体制や、緊急的なレスキュー活動など災害発生時における対応、日常的な防災・防犯に関する取組等についてまとめます。

1 防災・防犯・災害対策の考え方

【方針】

- ・ 本県の文化財の現状を把握し、保存・管理に努めます。
- ・ 今後起こり得る災害を想定し、災害発生時における役割分担、連絡体制等の整備に努めます。
- ・ 非常時における文化財救援ネットワークの構築等について検討を進めます。
- ・ 災害に備えた予防対策や、防災訓練、防犯対策等について、情報提供や実施の働きかけに努めます。

日本各地の文化財に大きな被害をもたらした、阪神淡路大震災や東日本大震災等の地震・津波、近年多発している突然の豪雨など、自然災害はいつ発生するか予測がつかないものです。本県の文化財の現状については、文化財パトロールの結果などを通じ、各市町村と情報共有を図りながら把握に努めていますが、今後、災害発生を想定した上で、連絡体制等の整備を更に進める必要があります。

また、火災により貴重な文化財が焼失してしまう事例も発生しており、平時から、自然災害以外にも火災や盗難、棄却等、防災・防犯に常に注意を怠らないようにしなければなりません。さらに、豪雪地帯である本県では、降雪による災害も予見した上で、非常時に備えた危機管理体制を構築しておく必要があります。

このほか、地震・豪雨等の災害発生時など非常時における文化財レスキュー等の救援ネットワークの構築などが今後の課題であり、それらに対応できる体制整備が求められます。

2 危機管理体制

(1) 県の危機管理体制

県では、地域防災計画を策定し、県全域を対象に各種災害に応じた危機管理体制や対応策をまとめています。また、県教育委員会では、緊急時対応マニュアルを作成し、緊急時の連絡網を整備しています。

(2) 文化財の防災・災害発生時の対応（青森県地域防災計画より）

① 災害予防計画

（風水害等災害対策編 第3章・第14節、地震・津波災害対策編 第3章・第20節）

県内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握

し予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市町村教育委員会^{*1}、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

② 災害応急対策計画

(風水害等災害対策編 第4章・第26節、地震・津波災害対策編 第4章・第27節)

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市町村教育委員会の指導・助言により必要な措置を講ずる。

③ 災害対策に関する事務の分担（文化財保護）

(資料編 第2章・第3節)

ア 文化財等の被災状況の情報収集に関すること。

イ 文化財等の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。

ウ 博物館等（文化財関連）施設・設備の被災状況の情報収集に関すること。

エ 博物館等（文化財関連）施設・設備の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。

文化財が被災した場合は、各市町村教育委員会が状況を確認し、県教育委員会に報告されます。県教育委員会では被災状況を取りまとめ、国等へ報告します。

3 文化財の救援（文化財レスキュー・文化財ドクター）

前述のとおり、近年、東日本大震災や西日本豪雨など、これまで予想もしなかつ

*1 条例の定めにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を所管する場合は、「市町村教育委員会」を「市町村」と読替えます。

た規模の災害に突然見舞われ、日本各地の文化財が甚大な被害を受けており、本県でも不測の事態に備えておく必要があります。

一方、災害以外でも、文化財所有者等の事情により引き取り手がないまま文化財が放置される場合などを予測し、対応方法を検討しておく必要があります。

文化財レスキューについては、本県ではこれまで実績はないものの、県立郷土館をはじめとする県内の博物館、大学（資料ネット^{*2}）、民間企業・団体等と情報交換を進め、災害等発生時におけるレスキュー活動の実施方法・体制、連絡網などについて、他県等の事例も踏まえながら調査研究を進めます。

また、文化財ドクターについては、震災発生時の国による派遣事例等について情報収集を行い、青森県建築士会等と連携したヘリテージマネージャー^{*3}の活動のあり方について調査研究を進めます。

また、国立文化財機構が主催する「文化財防災ネットワーク推進事業」と連携を図り、文化財防災に関する様々な情報を入手します。

4 防災機器等の設置及び修繕、耐震化対策

国・県指定文化財の建造物については、所有者を対象に火災報知設備の設置、防災設備の修理等に関して補助事業を実施しているところであり、今後も継続していきます。

また、建造物等の耐震予備診断や耐震補強等について、文化財所有者等に情報提供するとともに、対策の実施等に関する相談に応じます。このほか、各種防災対策等に関する国や県の取組についても随時情報提供し、日常の管理に関する注意喚起や防災意識の向上に努めます。

5 防災訓練、防犯対策

例年、文化財防火デーに合わせ、各市町村及び関係機関に通知し、火災等に対する注意喚起や防災訓練等の実施について働きかけています。また、県内各地における防災訓練等に関する実施状況の把握に努めており、今後も継続して取り組みます。

*2 資料ネット（歴史資料ネットワーク）：歴史資料ネットワークは、1995年2月4日、関西に拠点を置く大阪歴史学会、日本史研究会、大阪歴史科学協議会、京都民科歴史部会、神戸大学史学研究会、神戸女子大史学会などの歴史学会を中心に、阪神大震災で被災した歴史資料保全のために歴史資料保全情報ネットワークとして開設されました（1996年4月に歴史資料ネットワークと改称）。

若手を中心に大学教員や院生・学生、史料保存機関職員、地域の歴史研究者などがボランティアとして参加する団体で、神戸大学文学部地域連携センター内に事務局を置いています。

*3 ヘリテージマネージャー：歴史的建造物の保全活用に係る専門家であり、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存・活用を図り、地域づくりに活かしていく役割を担っています。公益社団法人 日本建築士会連合会では、平成24年に「全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会」を設立しています。

文化財の盗難や棄損等の防犯対策についても、市町村や文化財所有者等に対して随時情報提供を行って注意喚起を促すとともに、文化財パトロール等を通じて文化財の現況把握に努め、必要に応じて警察との連携及び情報共有を図ります。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

第5章では、文化財担当部局や関係部局、関係機関における職員の配置状況、文化財保護審議会等の設置状況、今後の体制整備の方針等についてまとめます。

1 青森県における文化財の保存・活用体制

(1) 文化財関係部局及び職員の体制

(※職員数は、平成31年4月1日現在のもの。)

文化財保護主管課
【教育庁文化財保護課】 ○業務内容 ・文化財の保護に関すること。 ・県文化財保護審議会に関すること。 ・銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。 ・ユネスコ活動に関すること。 ・博物館に関すること。 ・県立郷土館に関すること。 ・埋蔵文化財調査センターに関すること。 ○職員15名（うち埋蔵文化財の専門職員4名）
文化財保護関係機関
【青森県埋蔵文化財調査センター】 ○業務内容 ・埋蔵文化財の発掘調査の企画及び実施に関すること。 ・埋蔵文化財の研究及び発掘調査報告書の刊行に関すること。 ・出土品その他の資料の整理、保存及び活用に関すること。 ・埋蔵文化財の調査及び保存に関する研修等市町村の支援に関すること。 ・埋蔵文化財に関する情報の収集及び埋蔵文化財保護の啓発に関すること。 ○職員29名（うち埋蔵文化財の専門職員20名） 【青森県立郷土館】 ○業務内容 ・郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「郷土館資料」

という。)を収集し、保管し、及び展示すること。

- ・郷土館資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- ・郷土館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ・郷土館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び配布すること。
- ・郷土館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- ・その他郷土館資料の利用に関し必要な業務

○職員 16 名（うち学芸員 9 名、研究員 2 名）

【三内丸山遺跡センター】

○業務内容

- ・三内丸山遺跡に関する調査及び研究に関すること。
- ・三内丸山遺跡及び三内丸山遺跡の出土品の保存に関すること。
- ・三内丸山遺跡に関する資料の展示に関すること。
- ・三内丸山遺跡に関する学習の機会及び情報の提供に関すること。
- ・その他三内丸山遺跡の保存及び活用に関し必要な業務

○職員 15 名（うち埋蔵文化財の専門職員 7 名）

関係課

【教育庁教育政策課】

○業務内容

- ・災害・事故等の情報収集と連絡調整に関すること。

【企画政策部世界文化遺産登録推進室】

○業務内容

- ・北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

【環境生活部県民生活文化課】

○業務内容

- ・文化振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- ・芸術文化団体に関すること。
- ・芸術パーク構想に関すること。
- ・県史の編さんに関すること。

【環境生活部自然保護課】

○業務内容

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。

【県土整備部都市計画課】

○業務内容

- ・三内丸山遺跡を活用した公園施設の整備に関すること。

(2) 青森県文化財保護審議会

○業務内容

県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して県教育委員会に建議する。

○委員

委員数 13 名（定員 15 名） ※委員数は平成 31 年 4 月 1 日現在

分野別内訳

建造物 2 名、美術工芸品 2 名、歴史資料 2 名、民俗文化財 2 名、
記念物 4 名（史跡、名勝、動物、植物各 1 名）、学識経験者 1 名

(3) その他関係機関

① 青森県文化財保護指導員（文化財パトロール）

各市町村に文化財保護指導委員（パトロール員）を委嘱・配置し、国・県指定等の対象文化財及び埋蔵文化財包蔵地についてパトロールを行う。

（毎年度 75 名程度を委嘱・配置。）

② 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員

美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定を行う。登録審査会を年 4 回開催。

（委員数 4 名（定員 5 名）） ※委員数は平成 31 年 4 月 1 日現在

③ 特別天然記念物カモシカ保護指導委員

特別天然記念物カモシカについて、北奥羽山系保護地域及び下北半島保護地域における特別調査及び通常調査に関する指導・助言を行う。

（委員数 2 名（北奥羽山系担当 1 名、下北半島担当 1 名））

※委員数は平成 31 年 4 月 1 日現在

2 今後の体制整備

(1) 現状における課題

① 専門職員の育成及び確保

県では、埋蔵文化財分野での専門職員が多く、それ以外の分野については、県立郷土館における学芸員等のみであることから、埋蔵文化財以外の文化財分野においても、専門的な知識・経験等を有する職員の育成及び確保について検討が必要です。

② 青森県文化財保護審議会

本県文化財の保存・活用に関して要となる機関であり、委員となる人材の確保及び後継者の育成が求められます。

また、その一方で人員不足等に対応するため、必要に応じて外部の人材との連携が図られるような体制の見直しも検討する必要があります。

③ その他人員の確保

文化財パトロール員や銃砲刀剣登録審査の委員、カモシカの調査員等についても、専門的な知識や経験を要する側面もあり、対応できる人員の確保が課題となっています。

(2) 文化財の保存・活用に関する望ましい体制整備

今後の望ましい体制整備を考えていく上で、適正な人員が確保されていることが重要な言うまでもありませんが、働き手の不足は社会的な問題であり、全国的に同様の課題を抱えていると言えます。

このため、現在ある組織体制の中で、専門的な知識・経験を有する職員（学芸員等）をいかに確保し、育成していけるかが問題であり、その一方で、大学等の高等教育機関や民間企業、NPO等の団体などとの連携を深め、互いの機能を補完し合える関係を構築していくことが求められます。

また、上記（1）のとおり文化財に関わる人材不足は大きな課題であり、この状況を速やかに解消することは大変難しいと思われませんが、県域のみならず他県等との連携も図りながら、より広域な視点を持って人材の確保に努めるなどの対応を検討する必要があります。

さらには、地域の文化財の価値や魅力を理解してもらう取組を継続していく中で、文化財に興味関心を持ち、将来的に文化財の保存・活用に携わることができる人材の育成を図ることが重要となります。